

かながわりユースショップ認証実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、3Rのうちのリユースの促進を図るため、リユース品の売買を行う業者（以下「リユース業者」という。）が県内で運営する店舗について、県民が安心してリユース品を売買できる店舗（以下「かながわりユースショップ」という。）であることを知事が認証するに当たり、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要綱が対象とするリユース品は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に規定する古物のうち、次に掲げる区分の古物とする。

- (1) 衣類
- (2) 自転車類（その部分品を含む。）
- (3) 写真機類
- (4) 事務機器類
- (5) 機械工具類（猟銃、小型船舶、家庭用ゲーム機、産業用使用者が業務用に使用する物を除く。）
- (6) 道具類（家庭用ゲームソフト、光学的方式により音又は映像を記録した物を除く。）
- (7) 皮革・ゴム製品類

(認証の基準)

第3条 かながわりユースショップであることを認証する基準（以下「認証の基準」という。）は次のとおりとする。

- (1) 店舗情報（住所、電話番号、営業時間、定休日）や、販売するリユース品の状態（キズや故障の有無、付属品の有無、保証の有無）、買い取るリユース品の条件に関する情報の提供が行われていること。
 - (2) 利用者からの相談や苦情に対し適切に対応できること。
 - (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するなど、利用者から知り得た個人情報が適切に取り扱われていること。
 - (4) リユース業者が引き続いて営業できる経理的基礎を有していること。
 - (5) 開店から引き続いて3年を超えて営業していること。ただし、かながわりユースショップを運営するリユース業者が現に運営する店舗についてはこの限りでない。
 - (6) 過去に第12条の規定により認証の取消しを受けている場合、取消しを受けてから5年を経過した店舗であること。
- 2 次に掲げるリユース業者が運営する店舗については、認証の対象外とする。
- (1) 法人にあっては、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等
 - (2) 個人にあっては、神奈川県暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等

(申請)

第4条 リユース業者が、県内で運営する店舗について認証を受けようとするときは、かながわりユースショップ認証申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添

付した上、知事に申請する。

- (1) 古物営業許可証の写し
- (2) 法人にあっては、定款及び登記事項証明書
- (3) 個人にあっては、住民票の写し
- (4) 法人にあっては、直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- (5) 個人にあっては、直近の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (6) 店舗情報等の提供状況を記載した書類（様式別紙1）
- (7) 利用者からの相談、苦情への対応を記載した書類（様式別紙2）
- (8) 個人情報保護に関する取組状況を記載した書類（様式別紙3）
- (9) 業務経歴を記載した書類（様式別紙4）
- (10) 前条第2項各号に該当しない旨の誓約書（様式別紙5）

（認証の手續等）

第5条 知事は、リユース業者から認証の申請があった店舗が認証の基準を満たしているときは、当該店舗をかながわりユースショップとして認証し、リユース業者に対し、かながわりユースショップ認証書（第2号様式。以下「認証書」という。）及び認証されていることを示すステッカーを交付するとともに、次に掲げる事項を管理簿に記載し公表する。

- (1) リユース業者の氏名及び住所（個人の場合）又は名称、代表者の氏名及び所在地（法人の場合）
- (2) かながわりユースショップの名称及び所在地
- (3) かながわりユースショップにおいて取り扱うリユース品の区分
- (4) かながわりユースショップの連絡先（ホームページアドレスを含む。）
- (5) かながわりユースショップの認証の年月日及び認証の有効期間の満了日

2 知事は、前項の認証にあたっては、リユース業者が第3条第2項各号に該当しないことを神奈川県警察本部に照会する。

3 知事は、店舗が認証の基準を満たしていない場合は、かながわりユースショップとして認証しない旨を、理由を付してリユース業者に通知する。

（認証の有効期間）

第6条 前条の認証の有効期間は、認証の日から起算して5年とする。

（認証書の掲示）

第7条 第5条の認証書の交付を受けたリユース業者は、認証を受けた店舗内に認証書を掲示する。

（認証の変更）

第8条 リユース業者は、第5条第1項第1号から第4号に掲げる事項の変更があったときは、リユースショップ認証変更届出書（第3号様式）により知事に届ける。

2 知事は、前項の届出があったときは、第5条に規定する手続き等を準用する。

（認証の更新）

第9条 リユース業者は、かながわりユースショップの認証を更新しようとする場

合、かながわりユースショップ認証申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付した上、現在の認証の有効期間内に知事に認証の更新を申請する。

(1) 第4条第4号又は第5号に規定する書類

(2) 第4条第2号、第3号及び第6号から第10号に規定する書類のうち、前回の申請時に提出したものから内容に変更があったもの

(3) その他知事が必要と認めた書類

2 知事は、リユース業者からかながわりユースショップの認証を更新する申請があった店舗が認証の基準を満たしていることを確認したときは、認証を更新する。

3 知事は、かながわりユースショップの認証を更新するに当たっては、第5条に規定する手続き等を準用する。

(認証書の再交付)

第10条 リユース業者は、認証書を紛失、き損又は汚損し、その再交付を受けようとする場合、かながわりユースショップ認証書再交付申請書（第4号様式）により知事に申請する。

2 リユース業者は、認証書の再交付を受けようとする理由が認証書のき損又は汚損である場合、前項の申請書にき損又は汚損した認証書を添付する。

(認証の辞退)

第11条 リユース業者は、次に掲げる事情が生じたときは、かながわりユースショップ認証辞退届出書（第5号様式）に認証書を添付した上、知事に届け出る。

(1) かながわりユースショップを閉店したとき。

(2) リユース業を廃業したとき。

(3) かながわりユースショップの認証を継続する意思がなくなったとき。

2 知事は、リユース業者から認証辞退の届出があったときは、当該店舗の認証を終了し、公表している管理簿から記載事項を削除する。

(認証の取消し)

第12条 知事は、かながわりユースショップ又は同ショップを運営するリユース業者が次の各号のいずれかに該当するときは、かながわりユースショップの認証を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項第1号から第4号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により認証を受けたことが明らかになったとき。

(3) 前条第1項第1号又は第2号に該当することが明らかになったとき（同項の規定による届出があった場合を除く）。

(4) 第3条第2項に該当したとき。

(5) その他かながわりユースショップとしてふさわしくないと認めるとき。

2 知事は、前項第1号、第2号又は第5号の規定により認証を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該店舗を運営するリユース業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、第1項の規定によりかながわりユースショップの認証を取り消したときは、当該店舗を運営するリユース業者にその旨を通知するとともに、公表している管理簿の記載事項を削除する。

(認証書の返却)

第13条 リユース業者は、次の各号に該当する場合は、先に交付されていた認証書を知事に返却する。

- (1) 認証の変更又は更新により、新たな認証書の交付を受けたとき。
- (2) 認証を取り消した旨の通知を受けたとき。
- (3) 紛失により認証書の再交付を受けた後、紛失した認証書を発見したとき。

(現地確認)

第14条 知事は、この要綱を施行するに当たり、必要な場合は現地確認を行う。

(情報提供)

第15条 県は、県民、事業者、市町村及び関係機関に対し、かながわりユースショップの利用の促進に資する情報提供を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行の事務)

- 2 この要綱の施行に関する事務は、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課において行う。

(経過措置)

- 3 この要綱は、当分の間、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げる中小企業者に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、初回の認証の日から起算して5年を経過していない認証の有効期間については、改正前第6条の規定にかかわらず、認証の日から起算して5年とする。